

＜よくある質問＞ 想定質疑応答集（令和８年１０月版）

1. ホームページについて

Q ホームページのサイトはどこにあるのか。

A 以下の順でクリックして下さい。

- ①「産業・雇用」
- ②入札情報→建設工事等
- ③入札契約制度の「競争入札参加資格（建設工事・測量等業務）」

2. 印鑑証明について

Q 印鑑証明はどのような場合必要か。

A 年間委任状を提出する必要がある、法人の場合で、申請書にされた押印が 社名が入っていない代表者印で かつ 社印がない場合のみ印鑑証明書（令和８年８月１日以降に発行された。写し可。）の添付が必要です。

すなわち、次の場合は印鑑証明書は要りません。

- ①年間委任状を提出しない
- ②社名が入っている代表者印の押印がある
- ③代表者印に社名が入っていないが、別に社印（角印）の押印がある

※なお、受任者の印鑑証明は不要です。

3. 経営事項審査について

Q 審査申請に必要な経営事項審査の要件は何か。

A 以下の要件が必要です。

- ① 審査基準日（決算日）及び結果通知日が令和７年４月１日から令和８年１０月３１日までにある経営事項審査（最新のものが対象）を受けていること
- ②入札を希望する業種の平均完成工事高が「０」でないこと

Q ３月末決算であるがいまだに経営事項審査結果通知書が届かない場合はどうなるか。

A 結果通知日が１０月３１日までのものが無い場合は、申請要件を充たさないため欠格状態となり、今回（１１月）の申請はできません。しかし、来年２月に追加受付を実施します。令和９年１月３１日までに経営事項審査結果通知を受けていれば、こちらで申請できます。（審査基準日（決算日）は令和８年１０月３１日までに受けている必要があります。）

２月の追加受付で申請した場合、令和８年度の資格の認定は７月上旬となりますので、令和９年４月～７月上旬までの間、入札に参加できません。

Q 法人成、個人事業主の相続等の承継手続きを行った者で、承継前の者の経営事項審査はあるが、承継後の者の経営事項審査が基準日以降の通知となる場合、申請できるか。

(有効期間内の経審結果通知書に記載されている事業者名が承継前のものであるため、申請者の経審が確認できない。)

A 承継前の経営事項審査を承継後のものとみなし、申請できる。

承継事実の確認のため、入札参加資格の承継の通知書写し等の添付が望ましい。

Q 法人成りの場合、建設業許可のない期間が生じるが、この期間の申請はできるか。

A 建設業許可がないため、申請できない。建設業許可は、1～2ヶ月程度で許可が出るので、2月の追加受付時に申請するか、建設業許可のない期間と申請期間が重ならないようにしてもらいたい。

Q 法人成りにあたって、令和8年11月1日時点では、建設業許可がないが、入札参加受付申請期間内に建設業許可を取得した場合は、入札参加資格の受付ができるか。

A 入札参加資格申請基準日時点(令和8年11月1日)で建設業許可を有していなければ、入札参加申請できない。

4. 申請内容について

Q とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書の記載方法についてですが、件数が多い場合はどのように記載するのですか。

A 請負額の大きい順に上位10件分を記載していただき、残りは「その他〇〇件 〇〇〇〇〇千円」と記載してください。

Q 工事経歴書及び内訳書の千円未満の端数はどうすればいいのか。

A 各業種の3年平均を算出する際に切り捨て処理を行う。端数処理の結果、とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書の合計額と経審のとび土工平均完工高の額で千円単位の誤差があっても問題ありません。

Q 技術職員名簿と資格者証等の写しは必要か。

A 経営事項審査に添付している技術職員名簿に変更がない場合は、の写しのみ提出してください。技術職員の資格者証等の写しは不要です。

ただし、経営事項審査時以降に新たに採用等があり変更が生じている場合には上記技術職員名簿を令和8年11月1日現在で修正したものと併せて、追加者の資格者証等の写しを提出してください。

【常用雇用の確認例】

また、この場合、常用雇用されている方が対象となりますので、その確認をする書類として以下の資料が必要です。

① 入札参加資格審査基準日を含む直近の健康保険・厚生年金保険「被保険者標準報酬決定通知書」の写し

※上記は、原則「令和8年9月定時決定分（適用年月：令和8年9月）」を指します。

電子申請により取得している場合は、「被保険者標準報酬決定通知書」と併せて、電子申請の処理が完了した際に日本年金機構から送付される「日本年金機構からのお知らせ」の写しを提出してください。

個人情報保護の観点から、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）してください。

② 事業所名が記載された「雇用保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）

※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可

③ 「雇用証明書」又は「常勤役員証明書」の写し

様式等については、京都府ホームページの「経営事項審査」のページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/kensetugyoukyoka/keieizikousinsa02.htm>
1)

Q 追加された職員の常用雇用の確認として、〇ヶ月以上などの規定はあるか。

A 特に規定はないため、資格者証の写しが提出され、常用雇用を確認する書類が提示されればよい。

Q 追加された職員について、実務経験のみの技術者の場合、その証明書類の提出は必要か。

A 不要です。常用雇用を確認する書類は必要です。

5. 障害者雇用について

Q 代表者が障害者で有る場合には申請の対象となるのか。

A 特に対象とすることに支障があるわけではないので、非常勤役員の場合を除いて審査対象とします。

Q 障害者雇用状況報告書の報告義務のある事業主とは

A 企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が 40.0 人以上の事業主です。建設業の除外率は 10%であるため、建設業においては概ね従業員 44 人以上の企業が対象となります。

なお、これ以外の事業主が障害者雇用に係る主観点加点を希望する場合は、法定雇用義務に基づかない「法定外雇用」として取り扱います。

※除外率控除人数は小数点以下切り捨て。

Q 法定外で障害者雇用の申請をする場合、添付書類は何が必要か。

A 特段添付書類を提出していただくことはありません（法定雇用の場合、別途有り）

ただし、虚偽申請であることが判明した場合には資格を取り消し、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことがあります。

Q 審査基準日はいつか。

A 法定雇用の場合は職業安定所への申請が今年の 6 月 1 日となっているので、その日が基準日となるが、法定外の場合は 1 1 月 1 日となります。

（※障害者を雇用していない場合は「障害者雇用状況申告書」無しでも受付可です。）

Q 集計対象の障害者の雇用期間は

A 審査基準日時点で 1 年を超えて雇用している、または雇用する見込みがあるものが対象となります。

Q 「障害者雇用状況申告書」における常用雇用労働者及び常用障害者数の総数とは

A 障害者雇用状況報告書の報告義務のある企業：それぞれ同報告書の⑩（二）、⑫の人数
法定外雇用をしている企業：それぞれ常用労働者、障害者の実雇用人数※

※短時間勤務者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満）は 0.5 人カウント、
特定短時間勤務者（1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満）は含めません。

Q 資格審査時点の法定雇用率は

A 2.7%（従業員数が 3 8 人の企業であれば、障害者を 1 人雇用していれば加点対象となります）

6. ISO・KESについて

Q 14000 シリーズ又は 9000 シリーズのどちらでも加算されるのか。

A どちらの場合でも各 1 0 点の加算があります。ただし、ISO14001 の認証のほうで加算される場合は、KES を取得していても加点対象とはなりませんので注意願います。

Q 認証はいつまでに取得する必要があるのか。

A 資格審査基準日の前日である令和8年10月31日までに通知を受けている必要があります。

7. 建設業労働災害防止協会への加入について

Q 加点に当たり、何を提出すればよいのか。

A 建設業労働災害防止協会京都府支部が発行する会員証明書の写しを提出してください。なお、他の都道府県支部が発行する会員証明書は対象となりません。

Q 所属している組合において協会加入しているが、各組合員も加点されるのか。

A 組合等による団体加入の場合は、各構成員については加点しません。（当該団体には加点します。）

Q 今回の建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出時点において加入手続きが済んでいない場合の取扱はどうなるか。

A 平成26年度の申請で認めていた「意思表明書」については、以降は認めておりませんので、申請までに加入を済ませておく必要があります。

8. 不当要求責任者の選任届出及び講習受講について

Q 加点に当たり、何を提出すればよいのか。

A 令和4年4月1日～令和8年10月31日の間に京都府公安委員会が発行した受講修了書の写しを提出してください。他の都道府県公安委員会が発行する受講修了書は対象となりません。

Q 受講修了書を紛失したがどうすればよいのか。

A 受講修了書の写しが提出できない場合は、加点の対象となりません。

Q 次の講習はいつ開催するのか。

A 講習の日程等の詳細については、（公財）京都府暴力追放運動推進センターのホームページ（<http://www.kyoto-boutsui.com/>）から確認・問い合わせください。
（建設事業者向けではなく、一般の講習に参加することになります。）

Q 代表者を不当要求防止責任者として選任してもよいのか。

A 結構です。ただし、責任者が講習を受講しなければならないことに御注意ください。

9. 「建設機械保有状況申告書」及び「建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿」について（府内業者のみ）

Q 新規に申請する場合はこれらの書類は必ず提出しなければならないのか。

A この2つの提出書類は該当者（府内業者で、土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・ほ装工事・造園工事を申請している方を対象）で申請を希望する方は、提出してください。（これらの申告書及び名簿の提出がない場合は該当が無いものとみなします。）

10. 人権擁護運動の実施について

Q 企業内人権啓発推進員選任報告書について、労働局に提出する様式と同じか。

A 少し異なる。京都府建設交通部経由である旨や建設業許可番号記入欄を追加している。入札参加資格申請と合わせて推進員の選任を行う場合は、府様式を使用すること。

Q 推進員の選任を労働局に報告すると、労働局主催の研修を案内されたが、これは指定研修に当たるか。

A 当たらない。指定研修は例年2月ごろ、建設交通部指導検査課が建設業者あてに実施する人権研修を対象としている。なお、令和9年度審査にあたっては、令和9年2月開催予定の研修も指定研修としている。この研修を受講する意向があれば、人権擁護運動の取組状況申告書において、その旨記載すること（書き方などは、手引き添付の記載例を参照のこと）

Q 推進員はどのような職員を選任すればよいのか

A 人事担当責任者など、従業員の採用・選考、雇用管理等に関する事項について、相当の権限を有する方を選任していただくようお願いします。（労働局発行の手引きより）

Q R8.2に開催された人権研修を受講したものが、その後日推進員に選任された場合、加点の要件を満たすか

A 加点対象とならない。加点の要件は、推進員になった後に研修の受講を求めている。

11. えるぼし、くるみん、ユースエール、京都モデルWLBについて

Q 京都モデルWLBについて、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進宣言」は加点対象か

- A 加対象にはならない。加には、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業」である必要があります。

12. 激変緩和措置について

Q どういうものか

- A 令和 8 年度資格において土木一式工事のⅠ・Ⅱ等級の認定を受けていた者が、令和 9 年度の資格審査において従前と同等の経営規模や技術力を有しているにもかかわらず、新等級区分基準の適応により、それぞれ A・B 等級に格付けされた場合の救済措置として、「みなし等級」を付与する。この場合、従前の発注標準における同等級区分の工事の入札に参加することができるといった制度

Q 令和 8 年度入札参加資格審査と同様の審査とのことだが、主観点の配点も令和 8 年度審査と同様ものを適用するのか。

- A 主観点項目については令和 9 年度の基準を適用し、等級区分及び昇降格要件については令和 8 年度資格審査時の基準に基づき審査を行う。